

令和 7 年あきる野市農業委員会 4 月総会議事録

令和 7 年 4 月 2 8 日（月）午後 1 時 3 0 分、令和 7 年あきる野市農業委員会 4 月総会は、あきる野市役所本庁舎 5 階、5 0 5 会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、志村修司、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、小澤正幸

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 岩田英明 ・ 事務局 水葉幸恵、金澤知行、森みな美

報告

第 1 号報告 職員の解任及び任命について

議事日程

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について

第 2 号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第 3 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条の 1 の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について

開会 午後1時28分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。定刻より少し早いのですが、皆さまお揃いですので、これより令和7年あきる野市農業委員会4月総会を開催いたします。新年度となり本日の第1号報告で職員の解任及び任命についてございますが、事務局が新しい体制となりました。報告後改めてご挨拶させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。午後のお忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。天候が良くなりまして、皆さま各自畑が準備や取り入れ等、お忙しいと思います。農業環境は相変わらず米の高騰が騒がれていまして、国は1人あたり4町歩で大規模化しろという話もあるのですが、広い所ばかりではないので、中山間地をはじめ、うちの方だって平らは平らなんですけど、畑が点在したり家があつてまとまってない。そういう所で効率を上げるというのは、ちょっと無理なんじゃないかなと思います。農業委員会としては皆さま農業者の環境を整えるということを第一にやっていくんですけども、貸し借りとか売買のお手伝いはできるんですけど、どうしても集約化というのは本当に難しく、国はどうにかして1人あたりの面積を増やして、効率化を図る、それが一番の課題と言うのですが、効率化と言っても工業製品を作っている訳ではありませんので、天候にだって左右されるので、そう、口で言うほど簡単じゃない。会議へ出てそういう話になる度に抗議と言うか、質問をしているんですけど、心配事は尽きなくて、もし何か皆さんの方でご意見がありましたら、総会の際に質問しますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、皆さまもお忙しいと思いますので、スムーズな議事の進行にご協力をいただきまして、本日もよろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、4月16日に開催された西多摩農業委員会連合会総会に私と事務局長が出席しました。諸報告は以上でございます。本日の署名委員は平野委員と本郷委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、議長は会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、橋本委員から欠席の連絡がございましたので、農業委員13名、推進委員6名の合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは、第1号報告についてですが、本件につきましては、4月1日付けの職員の人事異動に伴うものでございます。それでは、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。それでは1ページ目をご覧ください。第1号報告、職員の解任及び任命について。令和7年4月1日付で下記職員を解任及び任命したので報告する。令和7年4月28日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

記、解任、事務局、門脇徹、令和7年3月31日付解任。任命、事務局、杉田信、事務局、水葉幸恵。以上でございます。それでは、4月から農業委員会事務局に任命された2名から、一言ご挨拶させていただきます。

(事務局・自己紹介) 省略

(事務局次長) 以上2名、今後ともよろしく願いいたします。以上でございます。

(議長) ありがとうございました。よろしく願いいたします。それでは議事に入ります。本日はご本人をお呼びしている案件が2件ございますので、そちらから先に審議いたします。それでは、第1号議案、収受4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和7年4月28日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

議案書3ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受4について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。4月22日に山崎勇委員と事務局2名と共に現地を確認してまいりました。

地図は11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

まず畑⑥と畑⑦、こちらは一団の畑となっております。メインとなる手前の方は耕耘した跡がありましたが、周辺はうっそうとした木が生えておりまして、全てきれいに使うとなるとその辺の伐採とかも必要になってくるかなと思います。畑①、畑②、畑③、こちらは一団として使われております。これが一番メインの畑になると思うのですが、ここも中央付近を中心に耕耘はされております。畑④、田①、ここもほぼ一団として使われておりまして、梅とか、ちょっと私果樹にあまり詳しくないので、種類など分からなかったのですが、何種類かの木が植えられておりました。下は若干下草が生えているというような状態であります。畑⑤はちょっと離れた所にありまして、こちらは畑という形になっております。現状、基本的には耕耘されている状態になっておりまして、今現在何かしらの農産物が作られているという感じではありませんでした。それで、この場所なのですが、以前にも貸借で3年ぐらい前に上がってきていると思うのですが、条件としてはあまり良い畑ではありませんで、道路挟んで反対側に小高くなって、かなり背の高い杉の木が生えています。この杉の木のせいで、午後になるとほぼ日が当たりません。当日現地調査に行ったのは朝の9時半ぐらいだったので、畑に日が当たっていましたが、午後になるとこの杉のせいで、ほぼ日が当たらない状態になりますので、現状はかなり、そういう意味で使いづらい畑かなと思います。ただ、この杉の木ですが、将来的に伐採される計画があるということは聞いております。具体的な日程は決まっていないそうですが、将来的には伐採するという計画があるそうなので、この杉が切られれば午後も多少日が当たるのかなと思うのですが、現状はほとんど午前中しか期待できないというような所で、ちょっと畑としてはかなり使いづらいかなというような気がします。また、山にかなり近い所でありまして、獣害もおそらくかなり出るのではないかと思いますので、そちらの対策も必要なのかなと思います。以上になります。

(議長) ただいま、事務局と栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

これ、以前借りていた方というのは、やっぱりダメでやめたのですか。

(事務局) そうですね。

(議長) それで、今度、この方は大丈夫でしょうか。

(事務局) はい。その、前回の経緯も一応お話は伝わっておりまして、それでもやりますと。

(議長) ●●●から来るのですか。

(事務局) いいえ。引っ越しをされる予定で、この畑の奥の家に引っ越しをする予定です。

(議長) 貸す方の家に？

(事務局) はい。貸す方はもうすでに引っ越しをされて、ここに〇〇さんが住む予定になっています。

(議長) 見た感じ、庭みたいな感じですかすぐ行ける場所ですね。

(事務局) そうですね。畑は目の前になっています。

(議長) ということですか。

(栗原委員) すみません。追加で、この貸し主の□□さんが、トラクターとか若干の農業用機械をお持ちになっていて、これをこのまま借り主さんにお貸しするそうです。なので、トラクターとかそういった物は一応ある程度、最初から使える状態ということです。

(議長) 何かご質問ございますか。

(嶋崎委員) この、8筆ぐらいありますよね。この周りはどんな環境なんですか。

(事務局) 畑は正直、この周りにあまりなくて、右手に若干あるぐらいで、北側は山林のような感じですよ。

(嶋崎委員) ということは、孤立しているよう畑、グループと言うか、そんな感じ？

(事務局) そうですね。そういうイメージです。

(嶋崎委員) そうですか。分かりました。

(議長) 他にございますか。

(平野委員) 確認なのですが、この□□□□さんが、お引っ越しをされるということですか。

(事務局) そうです。

(平野委員) 既に居ないのですか。

(事務局) 現地調査に行った時に改装工事をしていて・・・

(栗原委員) 家をリフォームしていました。

(議長) では、次の人を呼ぶために？

(栗原委員) 多分そうだと思います。

(事務局) 借受人の〇〇さんがここに住む予定です。

(議長) 他にご質問よろしいですか。それではご本人をお呼びしますので、ぜひご質問がありましたら、よろしく願います。では、願います。

(〇〇氏・△△氏 入室)

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速ですが、自己紹介と今後の計画、また抱負等ありましたら、お話いただきたいと思います。願います。

(〇〇氏) はい。はじめまして。〇〇〇〇と申します。パートナーの△△△△です。よろしく願います。

(△△氏) お願いいたします。

(〇〇氏) 今、東京の●●●に住んでおりまして、毎週末、●●の方で畑を借りて約3年ほどやらせていただいております。その経験を元に今回、あきる野市●●で畑を貸していただくことになりました。つきましては、今回申請をさせていただいて、そこでじっくりやっていきたいなと思っています。パートナーの△△の方は自営業をやっておりますので、ほぼ毎日のように畑に従事できるということになっておりますので、私もできる限り関わっていきたいと思っています。将来的にはできた物を卸せるように頑張っていきたいと思っていますので、皆さまどうぞよろしくお願いいたします。

(△△氏) よろしくをお願いいたします。

(議長) はい。ご本人の説明が終わりましたが、何か質問ございますか。

(栗原委員) 栗原と申します。よろしくお願いいたします。今回の案件を担当させていただきまして、現地を見させていただいておりますので、それも踏まえてご質問させていただきたいと思います。非常に山間の中で、日当たりの方も、一日あそこにいらっしゃって見たことがあるか分からないのですが、南側に大きな杉も生えていて、日当たり、特に午後はかなり悪くなるのではないかなと思います。また、山の中なので、獣害もかなり予想されると思うのですが、過去にもあそこを借りられていた方がいて、結局できないということで手放されたというような経緯もあったりして、正直、農業を始めるにしてはかなり難しい場所と言うか、リスクの高い場所だと思うのですが、具体的にあそこを使ってどのような物を作っていくのか、どのように農地を活用していくのかというところの計画が立てられているのであれば、ちょっと教えていただきたいなと思います。

(〇〇氏) はい。今、オーナーさんのご意向でちょっと使わせていただいております。土作りというところからスタートさせて、最初の頃は一応計画を立てて提出させていただいているのですが、麦ですとか、そういった物で堆肥が得られる物を育てながら、次はいろいろな果物ですとか、野菜が育てられればいいかなということで、計画を立てさせていただいております。また、杉のある手前の方に関しましては、将来的に今年度中には伐採されるということを伺っていますので、最初のうちは日陰に強い物を植えたりしながら、必ず採れるというところまでは分からないのですが、対策を立ててやっていきたいと思っています。また鳥獣対策に関しましても、『デンエモン』を購入させていただいて、そういった対策をしっかりと、近所の皆さまに迷惑をおかけすることがないように、対策を立てていきたいと思っています。

(栗原委員) なかなか、農業をスタートするには難しい、厳しい場所だとは思いますが、最初のうちはなかなかうまくいかないこともかなり多いんじゃないかなと思いますが、10年という期間もありますので、しっかりやっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(〇〇氏) よろしくをお願いいたします。

(議長) 他に質問ございますか。

(山崎勇委員) 特に獣害のことで、イノシシは間違いなく出ると思うので、その辺のところは農協さんとかに聞きながら、対策をちゃんと考えていただければなと思います。

(〇〇氏) はい。かしこまりました。

(議長) 他にご質問ございますか。

(渡邊委員) 農業委員の渡邊と申します。よろしくお願いします。

(〇〇氏) よろしく申し上げます。

(渡邊委員) すみません。もしよろしければ、どうしてこの場所をお借りになるのか、その経緯をちょっと教えていただければと思います。

(〇〇氏) はい。元々、山とかその辺りで畑をやっていききたいというのが、元々思いとして2人でありまして、住みながら農業ができるという所をずっと探していたところ、たまたまご紹介いただいて、空いている土地がある、同時にそこにも引っ越しができるということで、たまたまあきる野市の今回の場所で、そういった理想の場所があったということで、決心いたしまして、そこでやっていきたいという思いで、決めさせていただいたという経緯です。

(渡邊委員) それは、あれですか。ネットだとか、業者とか、知人とか・・・

(〇〇氏) 知人の知人みたいな形ですね。ご紹介いただいて、たまたま空いてるよということで、見に行かせていただいたところ、理想と言うか、良い所だったので、チャレンジしてみたいなと思ひまして。

(渡邊委員) 分かりました。ありがとうございました。

(議長) 他にご質問、ご意見ございますか。

(嶋崎委員) ひとつ。嶋崎と申します。

(〇〇氏) よろしく申し上げます。

(嶋崎委員) 最近ね、こういう山に近い所を借りたり買ったりして、やられる方は多いと思うのですが、その、なぜ、良い場所はかなり東京にもあると思うのですが、平らで獣害も大してないような、なぜそういう所を希望されないで、ここを？

(〇〇氏) はい。もちろん●●●なところもあるのですが、やっぱり自然の所でしっかりとやっていって、そこで成功させることこそが意義があると思うので、当然その専門的なノウハウがある訳ではありませんので、近所の方々ですとか、紹介してくださった方も農業をやってらっしゃる方なので、その方の知恵とか教えを請いながら、やっていきたいなという思いで今回申請させていただいております。

(嶋崎委員) 分かりました。

(議長) 他にありますか。よろしいですか。それでは本日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

(△△氏) ありがとうございました。

(〇〇氏) 失礼いたします。

(〇〇氏・△△氏 退室)

(議長) 他に何かご質問、ご意見ございますか。

(山崎健委員) すみません、ひとつ。あの使用貸借で10年ということですが、長期貸借の奨励金というのは？

(事務局) 借りる方が認定新規就農者、認定農業者でないと、期間が10年だとしても奨励金は出ないので、今回はこの制度は対象外となります。

(議長) 他にご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、収受4について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号7について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書7ページ目をご覧ください。第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和7年4月28日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

議案書8ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号7 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号7について、担当の武田委員、説明願います。

(武田委員) はい。4月22日に事務局2名と私の3名で現地を確認いたしました。地図につきましては、23ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

まず〇〇〇ですが、こちらはすでに今回借りる方の手が入っていきまして、きれいに管理されておりました。ネギやタマネギ、ジャガイモ、あとはトンネルをかけて、トウモロコシなどがすでに栽培されていまして。その隣の△△△ですが、こちらは元々桑の木が何本か植わっていたみたいで、木の切った切り株が何本かあって、もう抜根が少し始められているような状態で、これからきれいにして使われていくようです。借りられる方は存じ上げませんけれども、畑の現状を見る限り意欲的で熱意を持って取り組まれていくのかなという感じを受けました。以上です。よろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と武田委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(栗原委員) すみません。期間が1年の理由を教えてください。

(事務局) はい。今回、〇〇さんが中間管理で畑を借りる経緯からご説明させていただきます。先日皆さまにご紹介させていただいた農地バンクという制度を元に、〇〇さんからあきる野市内で畑を借りたいという問い合わせがございました。ちょうど同じ●●のエリアで、貸す側の□□さんの方から、●●の田んぼを手放したいというような要望がありましたので、この場所は面積も小さいという所でしたので、この場所なら〇〇さんが新規で始めやすいかなと思ひまして、ご紹介をさせていただいた次第になります。期間が1年の理由は、今回〇〇さんは畑の貸借は初めてということでしたので、まずは1年取り組んでいただいて、この1年間の間でいろいろと実績を積んでいただいく、というところでの1年になります。以上でございます。

(議長) 要は相手が1年と言うのではなくて、農業委員会として1年やってもらって、見て、良ければまた延長という、こっちの都合ということ？

(事務局) そうですね。事務局側の都合です。

(議長) こっちの都合らしいです。

(栗原委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。

(堀江職務代理) 地目は田ですが、現状は畑なんですか。

(事務局) 畑です。

(議長) 他にご質問ございますか。ちょっと、分からないですけど、狭くないですか。これはこれでいいんですか。1年目だから？まだ2筆が隣接していればいいんですけど、随分・・・

(小川委員) だから、農機具は何を持っているのか、というのと、どんな格好でやりたいのか、というのを聞こうかなと思ってたんだけど。本人が来たらね。

(議長) トラクターだ行って帰って終わっちゃいそうな広さ。

(事務局長) トラクターはちょっと無理。耕運機ぐらいで。

(議長) 他にご質問ございますか。それではご本人が来ていますので、質問をお願いします。ではお願いします。

(〇〇氏 入室)

(議長) 本日はお忙しい中ご足労いただき、ありがとうございます。早速ですが、自己紹介と今後の計画、抱負等ありましたらご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(〇〇氏) はい。お願いします。こんにちは。●●地区在住の〇〇です。よろしくお願いします。年齢は●●歳で、●●●出身です。普段は会社員として仕事をしまして、農業に携わるとしたら週末がメインとなっています。ただ、栽培としては長期栽培できる物、ナガネギとか、タマネギ、そういった物をまずやってみたいなと思っています。以上になります。

(議長) はい。ご本人の説明が終わりましたが、何か質問はございますか。

(小川委員) こんにちは。小川と申します。農機具と言うか、農作業ができる資材はどんな物をお持ちでしょうか。

(〇〇氏) 今は耕運機1台と、草刈り機を1台購入していて、知り合いの方から今、トラクターを譲り受ける話は進めているところです。

(小川委員) 今、この面積だとね、トラクターがうまく回らないかなというような気もするんです。私も狭いものだから、小さいトラクターでやっているんだけど、トラクターをやるのは厳しいかなという面積だということと、あと、●●の田んぼの所は水がいつも来ているんだけど、水を使わないような方向で考えているんですか。

(〇〇氏) そうですね。使わないと言うか、頻度を少なくしたいと思います。

(小川委員) 分かりました。ぜひ頑張って、長く作るようにしてください。よろしくお願いします。

(議長) 他にご質問ございますか。

(嶋崎委員) ひとつ。嶋崎と申しますが、よろしくお願いします。使用貸借権で1年ということで、今、お聞きしたらネギなんかね、やってみたいと。

(〇〇氏) あ、そうですね。●●の所は今、トマト、ナス、キュウリ、ダイコン、ジャガイモ、結構夏野菜をいろいろやってて、いろんな野菜を栽培しようと思っています。

(嶋崎委員) 期間的なもので、例えばネギなんかだとそれだけで1年以上かかっちゃうので、その辺どう考えているのかなと。途中で延長するとか？

(〇〇氏) ああ、そうですね。

(嶋崎委員) その辺もちょっと考えておく必要があるのかなと思ったので、それでちょっとお聞きしてみたんです。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか。

(栗原委員) 栗原と申します。基本的に自家消費のための農作物を作っていきたいということ？

(〇〇氏) そうですね。メインはそのつもりでいて、あとはご近所さんとか会社の友達にちょっと配れたらいいなというのと、もしチャンスがあればネット販売に携われればいいかなと思っています。

(栗原委員) 分かりました。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか。よろしいですか。それでは本日はありがとうございます。

(〇〇氏) ありがとうございます。失礼します。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他にご質問ございますか。ここは水はたくさん来る所なんですかね。

(小川委員) いや、止めれば。真ん中の所に水路がずっと行ってるんだけど、止めればきちっと止まるらしい。

(議長) 他によろしいでしょうか。ご質問は。

それでは、ないようですので、番号7の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、第1号議案、収受157について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受157 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受157について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。それでは収受157の現地調査について、報告をさせていただきます。地図は9ページをご覧ください。4月22日に山崎健委員、それから事務局2名、私で現地調査を行いました。

(現地案内図 説明)

南北に長い畑で、南の方から柿の木、ミカン、柚、イチジク、梅などの果樹があります。真ん中辺りにはスナップエンドウ、ソラマメ、ジャガイモ、ノラボウ、ハウレンソウなどの野菜が作られています。それから、ブルーベリーが数本まとめて植えられていました。見たところ、作っていると言うより、雑然と果樹があって、その空いた所に、ジャガイモはかなり大きく作られていましたけど、名前も分からないような果樹があったり、山椒の木があったり、とにかく雑然と植えられているような感じを受けました。それで、一番北側の所は、畑の6分の1ぐらいの部分なのですが、そこには小屋が建っておりまして、そこに管理機の耕運機が1台、それとイスなどが置いてあって、休憩に使っているのではないかと思います。それで、当該

地の西側の隣接した畑は今回の譲受人、〇〇〇〇さんが所有して耕作していて、そこはジャガイモとノラボウ、ちょっともう花が咲いていましたけど、ノラボウがきれいに耕作されていました。それで、譲渡人の△△△△さんが当該地の手伝いを〇〇〇〇さんをお願いしていたということです。また、〇〇〇〇さんの自宅は当該地のすぐ南側になりますので、〇〇〇〇さんが取得すれば良好な管理をしていただけるのではないかと思います。私からの報告は以上になります。よろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、収受 157 について、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受 1 について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書 2 ページ目をご覧ください。

(第 1 号議案・収受 1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受 1 について、担当の山崎勇委員、説明願います。

(山崎勇委員) はい。報告します。地図は 10 ページをお開きください。4 月 22 日に栗原委員と事務局 2 名と私の 4 名で現地調査を行っております。

(現地案内図 説明)

現地の現況ですが、△△△△-△、こちらは●●●●㎡と大変小さな面積ということで、実は元々は〇〇〇〇-〇と一体の農地ということで、畑の前に広い道路が走っていますが、数年前にこの道路の整備が行われたのですが、その整備で分断されて、残地として残ってしまったということで、農地としての活用は難しいのかなと思います。〇〇〇〇-〇の方は短い草に覆われていて、特に何も作付けはしておりません。この農地について譲渡人の□□さんと、譲受人の〇〇さんは知り合いということで、以前から□□さんが〇〇さんに畑の草刈りをお願いしていたということです。今回の案件は□□さんの購入依頼を受けて、〇〇さんが購入するというような案件になります。〇〇さんは●●●●●●在住ですが、あきる野市に●●●●●●㎡、●●反ちょっとの畑を耕作しております。今回譲り受けるこちらの農地ですけれども、こちらでは当然獣害対策を考慮しながら作付けをする野菜であるとか、果樹、こちらを見定めていきたいと考えているということでもあります。なお、あきる野市に長男が在住しておりまして、●●歳ということで、これまでも土日を中心に手伝いをしていたということです。これからも手伝いはされると思います。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と山崎勇委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受 1 について、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和7年4月28日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の渡邊委員、説明願います。

(渡邊委員) はい。説明いたします。4月21日に私単独ですが、現地を確認してまいりました。地図につきましては、12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地の耕作状況ですが、畑①はジャガイモ、ネギ等が作付けされまして、今、次の夏野菜に向けて耕耘されているような状況でございました。続きまして地図の中央、畑②と畑③ですが、ビニールハウスが1棟と、作付けにつきましては、キャベツ、ダイコン、あと葉物野菜が現在蒔かれているような状況でございました。続きまして13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

畑④の耕作状況といたしましては、タマネギ、ニラ、ネギ、ノラボウ、ジャガイモ、スイカ、トウモロコシ、シソ等が作付けされておりまして、いずれも良好に作付けがされている所だと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と渡邊委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。

(第2号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。4月23日に堀江職務代理と私と事務局で現地調査に行つてまいりました。地図は14ページになります。

(現地案内図 説明)

畑④には柿の木が一面に植わっていて、それなりに剪定もされていて、下草も刈られている状態でありました。そこから少し東側に畑⑤、これはビニールハウスが2棟建っておりまして、1棟はもう終わったところで、もう1棟はネギが栽培されていました。そして、ここから道路を挟んで南側が〇〇さんの自宅になりまして、その自宅のすぐ南側に畑①、畑②、畑③があり

ます。畑①はビニールハウスで今、販売用の苗作りがされていて、中は苗でいっぱいになっていました。畑②と畑③は端の方にハウスがあって、そこでも苗作りがされているような状況です。自宅前なので、きれいに整備されて利用されているのが確認できました。以上になります。ご審議をお願いします。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。

(第2号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。こちら4月23日に同じメンバーで現地を確認してまいりました。地図は15ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇-〇は住宅に囲まれた場所で、ここだけが畑地となっております。状況ですが、結構細かくいろいろな物が栽培されていて、ジャガイモ、エンドウ、ネギ等、細かく区切って栽培していました。きれいに管理されているのを確認しました。以上です。ご審議をお願いします。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書5ページ目をご覧ください。

(第2号議案・番号4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号4について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江職務代理) はい。同じく4月23日に長濱委員、事務局2名と現地確認に行つてまいりました。地図は16ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

田③は耕耘済みの田になっておりまして、田②はビニールハウスが3棟ありまして、空いている部分とビニールハウス3棟分、全面トウモロコシが播種してありました。今年は寒さに少しやられてしまったようで、芽立ちが相当悪かったですけれども、使用はされていて問題ないと

思います。同じく田①も耕耘済みの田で、ここはまた田植えをする予定のようです。そこから西の方へ入って行くと、山道に少しなっておりまして、そこを登った所に畑①、畑②が一团でありまして、そこは栗が植わっていたのですが、半分ぐらいは結構枯れたりしてしまっていて、全面がきれいな栗林にはなっていませんが、収穫して栗のイガとかは塊になって置いてあったので、現状としては一応栗は収穫しているようです。下刈りもしてあったので、この先また栗を植えるのか、それとも畑に戻すのか分かりませんが、問題なく管理はされておりました。続きまして、17ページをご覧ください。

（現地案内図 説明）

畑⑥ですが、ここは全面がトウモロコシが播種してありまして、一部トンネルで栽培しており、問題なく大変きれいに使用されておりました。畑③、畑④、畑⑤もまだ播種前ですが、きれいにマルチが張ってありまして、いつでも播種ができるような状況になっておりました。また、〇〇〇〇さんは●●代後半になりますが、息子さんがファーマーズセンターに出荷していますので、問題なく営農されているようです。以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

（議長）ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号5について、事務局、説明願います。

（事務局次長）はい。議案書5ページ目をご覧ください。

（第2号議案・番号5 朗読）

以上でございます。

（議長）続きまして、番号5について、担当の本郷委員、説明願います。

（本郷委員）はい。去る4月22日に事務局2名と志村委員の4名で現地を確認いたしました。

地図につきましては、18ページをお開きください。

（現地案内図 説明）

畑①はよく耕耘され、西側はトウモロコシ用マルチが5柵作付けされ、線路側につきましてはミカンの木が4本植えてあり、新たに入口の隅の所にはオリーブの木が植えてありました。

次に畑②ですが、19ページをお開きください。

（現地案内図 説明）

畑の北半分につきましては竹林となっており、南側はかなり古い梅林で5本あります。そして一部枯れたこともありまして、苗木が1本植えてありました。梅の木につきましては、かなり強い剪定がされており、下草は十分な管理がされておりました。次に田①と田②ですが、同じく19ページになります。前年には稲作がされていたと思われる跡があります。今年はまだ耕耘はされていない状況にありました。次に同じく19ページで、畑③はきれいに耕耘されておりましたが、何も作付けはされておりました。次に畑④ですが、地図は20ページをお開きください。

（現地案内図 説明）

畑にはネギ、ネギ苗、ノラボウ、ジャガイモ、ホウレンソウ、ニラが栽培され、おそらく自家消費程度の規模の物でございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（議長）はい。ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号6について、事務局、説明願います。

（事務局次長）はい。議案書6ページ目をご覧ください。

（第2号議案・番号6 朗読）

以上でございます。

（議長）続きまして、番号6について、担当の本郷委員、説明願います。

（本郷委員）はい。地図につきましては、21ページをお開きください。

（現地案内図 説明）

〇〇ー〇、△△ー△は道路側は樹木で囲まれ、畑には所狭しとジャガイモ、サヤエンドウ、タマネギ、ナス、ノラボウ、トウモロコシが整然と栽培されておりました。ほとんど問題はないと考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

（議長）はい。ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号7について、事務局、説明願います。

（事務局次長）はい。議案書6ページ目をご覧ください。

（第2号議案・番号7 朗読）

以上でございます。

（議長）続きまして、番号7について、担当の本郷委員、説明願います。

（本郷委員）はい。地図につきましては、また戻りまして19ページをお開きください。

（現地案内図 説明）

畑の東側の宅地が申請者の自宅になります。〇〇〇ー〇の周辺は茶の木や梅の木、ヒバ、それぞれ4～5本の木に囲まれておりまして、それらの樹木等を剪定したと見られる枝がその脇に積まれておりました。畑の8割程度はきれいに耕耘され、ほぼ中程にネギ、サヤエンドウ、ニンジンが自家消費程度栽培されております。以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（議長）はい。ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1, 番号2, 番号3, 番号4については、関連案件のため、一括で審議いたします。それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書7ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号1 朗読)

(第3号議案・番号2 朗読)

(第3号議案・番号3 朗読)

議案書8ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1, 番号2, 番号3, 番号4について、担当の志村委員、説明願います。

(志村委員) はい。それでは番号1から番号4について、説明いたします。去る4月22日に本郷委員と事務局2名、私の4名で現地調査をしてまいりました。地図は20ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

畑①については、白いマルチが敷かれた所にケールが栽培してあります。畑②にはビーツ、赤カブが栽培してありました。元、田んぼであった所に客土した土を持ってきてありますが、この所はカチカチになった土の所にそのマルチが敷いてあって、ケールやビーツが栽培されています。土地の管理は適切であります。畑③と畑④はまだ作付けはされていません。利用権の設定を受ける会社の農場長、〇〇さんがトラクターで近くを耕耘されていたので、お話を伺いましたが、話によると畑③と畑④は土が、地盤が軟らかくてトラクターがやっと入れるような状態ですので、現在は休耕中とのことです。以上です。

(議長) ただいま、事務局と志村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号1, 番号2, 番号3, 番号4の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号5, 番号6については関連案件になりますので、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書8ページ目をご覧ください。

(第3号議案・番号5 朗読)

(第3号議案・番号6 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号5, 番号6について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江職務代理) はい。4月23日に長濱委員と事務局2名、計4名で現地確認に行つてまいりま

した。地図は22ページをご覧ください。

（現地案内図 説明）

一番西側の畑①は栗が植えてあるのですが、以前ここは平野委員が近所ということもありまして、納税猶予の関係で現地確認に行った時に、そのままでは農地として見なせないというような形になっていたのもので、新規に栗を植えたようなのですが、それがなんとか育ち始めたような状況にはなっておりました。それで、下草の方はほぼきれいに刈ってありまして、同じく畑②までは、栗が植え足してありまして、管理をしていたような形にはなっていましたが、やはり手に負えないような形になっていたようなので、借受人、〇〇〇さんの方に委託のような形で管理してもらおうということにしたのではないかと思います。〇〇〇さんは面積もかなり大きくなっていますが、この周りに自分の所有する梅、栗林があり、また畑③、畑④の隣の畑を義理のお兄さんの△△さんが柿を植えてきれいに管理を始めていますので、2家族で管理することによって、現状よりは状況は良くなっていくのではないかと、現地確認に行った4人では結論を出してきました。畑③の奥の方は崖になっておりまして、北側の半分は抜根した物が少し積んであるような状況になっておりまして、これから10年という年月をかけて、きれいにしていくのではないかと思います。手前の畑に〇〇〇さんがミニコンボなどを置いてありましたので、そういうのを使いながら、現状よりは良い方向へ持っていけるのではないかと期待をもちまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

（議長）ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

（平野委員）補足になりますが、〇〇〇さんはファーマーズセンターに出荷していて、栗なんかは足りないから栗林の面積を増やしたいなという意向があったので、今回合致したんじゃないかなと思います。

（議長）はい。分かりました。他はよろしいですか。

それでは、ないようですので、番号5、番号6の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、専決について、事務局より報告願います。

（事務局）はい。それでは、お手元の令和7年あきる野市農業委員会4月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

（専決報告 朗読）

以上でございます。

（議長）はい。以上で本総会に提出されました報告と議案については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、5月26日、月曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時46分